

平成 29 年 5 月 26 日現在

第 47 回日本学生支援債券

債券内容説明書

(証券情報)



1. 本「債券内容説明書（証券情報）」（以下「本証券情報説明書」という。）において記載する第47回日本学生支援債券（以下「本債券」という。）は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年6月18日法律第94号）第19条の規定に基づき、文部科学大臣の認可を受けて、独立行政法人日本学生支援機構（以下「本機構」という。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 本債券の発行者である本機構の詳細について記載した平成28年8月26日付「債券内容説明書（法人情報） 平成27事業年度」（以下「法人情報説明書」という。）は、本機構の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を同日時点以前の情報に基づき記載しています。本債券への投資判断にあたっては、法人情報説明書も併せてご覧下さい。
4. 本債券については、金融商品取引法第3条が適用されることから、同法第2章の規定は適用されず、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は必要とされません。
本証券情報説明書及び法人情報説明書は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、本機構の業務、財務の内容等について本機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法第13条第1項の規定に基づく届出目論見書ではありません。
5. 本機構の財務諸表は、「独立行政法人通則法」（平成11年7月16日法律第103号）第37条及び「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」（平成16年3月31日文部科学省令第23号）第8条の規定に基づき、国の独立行政法人会計基準研究会及び財政制度審議会公企業会計小委員会が定めた「独立行政法人会計基準」（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会）に準拠して作成されています。
6. 本証券情報説明書及び法人情報説明書は、以下の場所に据え置き閲覧に供するとともに、本機構ホームページ(<http://www.jasso.go.jp/>)にも掲載します。

独立行政法人日本学生支援機構市谷事務所 東京都新宿区市谷本村町10-7

目 次

| | | |
|-----|------------------|----|
| 第一部 | 証券情報 | 1 |
| 第 1 | 募集要項 | 2 |
| 1 | 新規発行債券 | 2 |
| 2 | 債券の引受け及び債券に関する事務 | 5 |
| 3 | 新規発行による手取金の使途 | 5 |
| 第二部 | 参照情報 | 6 |
| 第 1 | 参照書類 | 7 |
| 第 2 | 参照書類の補完情報 | 7 |
| 第 3 | 参照書類を縦覧に供している場所 | 28 |

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行債券

| | | | |
|-------------|--|--------------------------------------|---|
| 銘 柄 | 第47回日本学生支援債券 | 債 券 の 総 額 | 金 30,000,000,000 円 |
| 記名・無記名の別 | 一 | 発 行 価 額 の 総 額 | 金 30,000,600,000 円 |
| 各 債 券 の 金 額 | 1,000 万円 | 申 込 期 間 | 平成 29 年 5 月 26 日 |
| 發 行 価 格 | 各債券の金額 100 円につき 金 100 円 00 銭 2 厘 | 申 込 証 拠 金 | 各債券の金額 100 円につき金 100 円 00 銭 2 厘とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息を付けない。 |
| 利 率 | 年 0.001% | 払 込 期 日 | 平成 29 年 6 月 7 日 |
| 利 払 日 | 毎年 6 月 20 日 及び 12 月 20 日 | 申 込 取 扱 場 所 | 別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店 |
| 償 還 期 限 | 平成 31 年 6 月 20 日 | 振 替 機 関 | 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 |
| 募 集 の 方 法 | 一 般 募 集 | | |
| 利息支払の方法 | 利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 29 年 12 月 20 日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 発行日の翌日から平成 29 年 6 月 20 日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を計算するときは、半箇年の日割をもって計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日にこれを繰り上げる。 (4) 偿還期日後は、利息をつけない。 (5) 本債券の利金は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号、以下「振替法」という。）及び上記「振替機関」欄に定める振替機関（以下「振替機関」という。）の業務規程その他の規則（以下「業務規程等」という。）に従って支払われる。 | | |
| 償 還 の 方 法 | 1. 債還金額 各債券の金額 100 円につき金 100 円 2. 債還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、平成 31 年 6 月 20 日にその総額を償還する。 (2) 債還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 (4) 本債券の元金は、振替法及び振替機関の業務規程等に従って支払われる。 | | |
| 担 保 | 本債券の債権者は、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところにより、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 | | |
| 財務上の特約 | 担保 提 供 制 限 | 該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。） | |
| | そ の 他 の 条 項 | 該当事項なし | |

| | |
|----|--|
| 摘要 | <p>1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付</p> <p>(1)株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。） 本債券について、機構は R&I から AA の信用格付を平成 29 年 5 月 26 日付で取得している。R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R&I の意見である。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。 R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。 本債券の申込期間中に本債券に関して R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ (https://www.r-i.co.jp/jpn/) の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。 R&I: 電話番号 03-6273-7471</p> <p>(2)株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。） 本債券について、機構は JCR から AA+ の信用格付を平成 29 年 5 月 26 日付で取得している。 JCR の信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。 JCR の信用格付は、債務履行の確実性の程度についての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCR の信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCR の信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。 JCR の信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCR の信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。 本債券の申込期間中に本債券に関して JCR が公表する情報へのリンク先は、JCR のホームページ (http://www.jcr.co.jp/) の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」 (http://www.jcr.co.jp/release/) に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。 JCR : 電話番号 03-3544-7013</p> <p>2. 振替法の適用 本債券は、振替法の規定の適用を受けるものとする。</p> <p>3. 本債券に関する募集の受託会社</p> <p>(1)本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社三井住友銀行とする。</p> <p>(2)募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。</p> <p>(3)募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに機構及び募集の受託会社との間の平成 29 年 5 月 26 日付第 47 回日本学生支援債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める事務を行う。</p> <p>(4)本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関するすべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。</p> <p>4. 期限の利益喪失に関する特約 機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。</p> <p>(1)機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。</p> <p>(2)機構が発行する本債券以外の債券及びその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 10 億円を超えない場合は、この限りでない。</p> |
|----|--|

| | |
|----|---|
| 摘要 | <p>(3)機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ機構の解散期日の 1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。</p> <p>(4)法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。</p> <p>(5)機構が独立行政法人日本学生支援機構法の定める業務の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はその他の事由により本債券の債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、募集の受託会社が本債券の存続を不適当であると認め、機構にその旨を通知したとき。</p> <p>5. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本「摘要」欄第 6 項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>6. 公告の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)機構は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に關係を有する事項であつて、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。 (2)本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各 1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。 <p>7. 債券原簿の公示 機構は、機構本部内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>8. 本要項の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)機構は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。 (2)前号に基づき本要項が変更されたときは、機構はその内容を公告する。ただし、機構と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。 <p>9. 本債券の債権者集会</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。 (2)債権者集会は、東京都において行う。 (3)債権者集会は、機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の 3 週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。 (4)本債券総額（償還済みの額を除く。また、機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の 10 分の 1 以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。 (5)本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。 (6)前号の規定にかかわらず、機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。 (7)債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本「摘要」欄において同じ。）の議決権の総額の 5 分の 1 以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有する者の同意がなければならない。 (8)前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。 <ul style="list-style-type: none"> ①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③決議が著しく不公正であるとき ④決議が本債券の債権者の一般的利益に反するとき (9)本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。 (10)債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。 (11)本項に定めるほか債権者集会に関する手續は機構と募集の受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第 6 項(2)に定める方法により公告する。 (12)本項の手續に要する合理的な費用は機構の負担とする。 |
|----|---|

| | |
|----|---|
| 摘要 | <p>10. 募集の受託会社への事業概況等の報告 (1)機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。 (2)募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p> |
|----|---|

2 債券の引受け及び債券に関する事務

| 債券の引受け | 引受人の氏名又は名称 | 住 所 | 引受金額 | 引受けの条件 |
|----------|--|--|---|--|
| | 野 村 證 券 株 式 会 社 大 和 証 券 株 式 会 社 三 旛 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社 S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社 み ず ほ 証 券 株 式 会 社 | 東京都中央区日本橋一丁目 9番 1号 東京都千代田区丸の内一丁目 9番 1号 東京都千代田区丸の内二丁目 5番 2号 東京都千代田区丸の内三丁目 3番 1号 東京都千代田区大手町一丁目 5番 1号 | 百万円 10,400 8,900 8,900 900 900 | 1. 引受人は本債券の全額につき共同して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は総額 3,250 万円とする。 |
| 計 | | — | 30,000 | |
| 債券に関する事務 | 募集の受託会社の名称 | 住 所 | | |
| | 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 東京都千代田区丸の内一丁目 1番 2号 | | |

3 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

| 払込金額の総額 | 発行諸費用の概算額 | 差引手取概算額 |
|------------------|--------------|------------------|
| 30,000,600,000 円 | 41,421,000 円 | 29,959,179,000 円 |

(2) 手取金の使途

平成 29 年度の第二種奨学金(※)在学中資金に充当。

(※) 第二種奨学金については、「債券内容説明書（法人情報）平成 27 事業年度 第 1 法人の概況 3 事業の内容 （4）事業の概要 【奨学金貸与事業】」（後記「第二部 参照情報 第 2 参照書類の補完情報」で変更及び追加された内容を含む。）をご参照ください。

第二部 參 照 情 報

第1 参照書類

機構の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

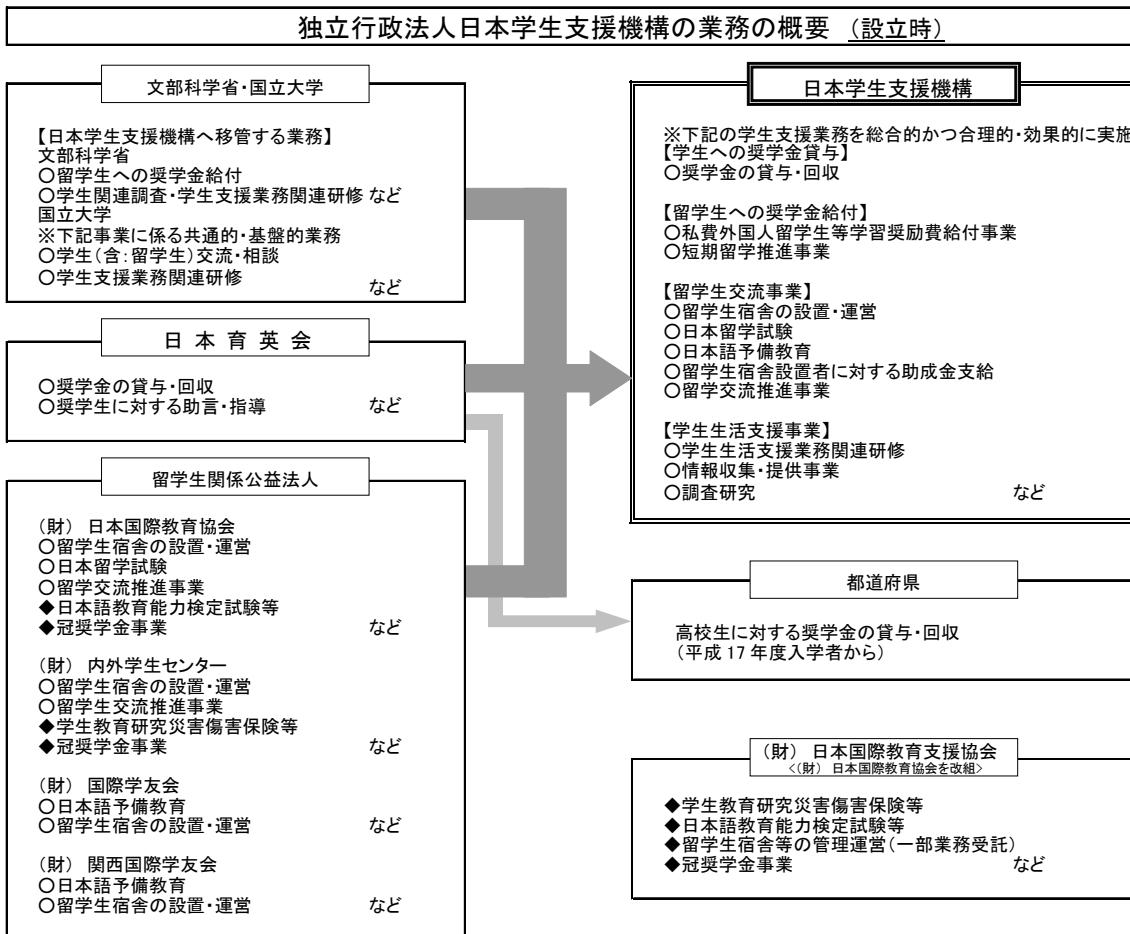
「債券内容説明書（法人情報） 平成27事業年度」（平成28年8月26日付作成）

第2 参照書類の補完情報

上記に掲げた参照書類としての「債券内容説明書（法人情報） 平成27事業年度」に記載された「事業等のリスク」その他の内容について、当該「債券内容説明書（法人情報） 平成27事業年度」の作成日以降本債券内容説明書（証券情報）作成日（平成29年5月26日）までの間において、変更及び追加事項が生じております。以下においては、当該変更及び追加事項を含む内容を記載しており、変更及び追加箇所は下線で示しております。

第1 法人の概況

2 沿革



○は、本機構が承継した業務を、◆はそれ以外の業務((財)日本国際教育支援協会が継承した業務)を示しています。

3 事業の内容

（1）設立根拠法及び目的

本機構は、このような理念を達成するために設立されており、その目的は、機構法第3条に基づき、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受け入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することとされています。

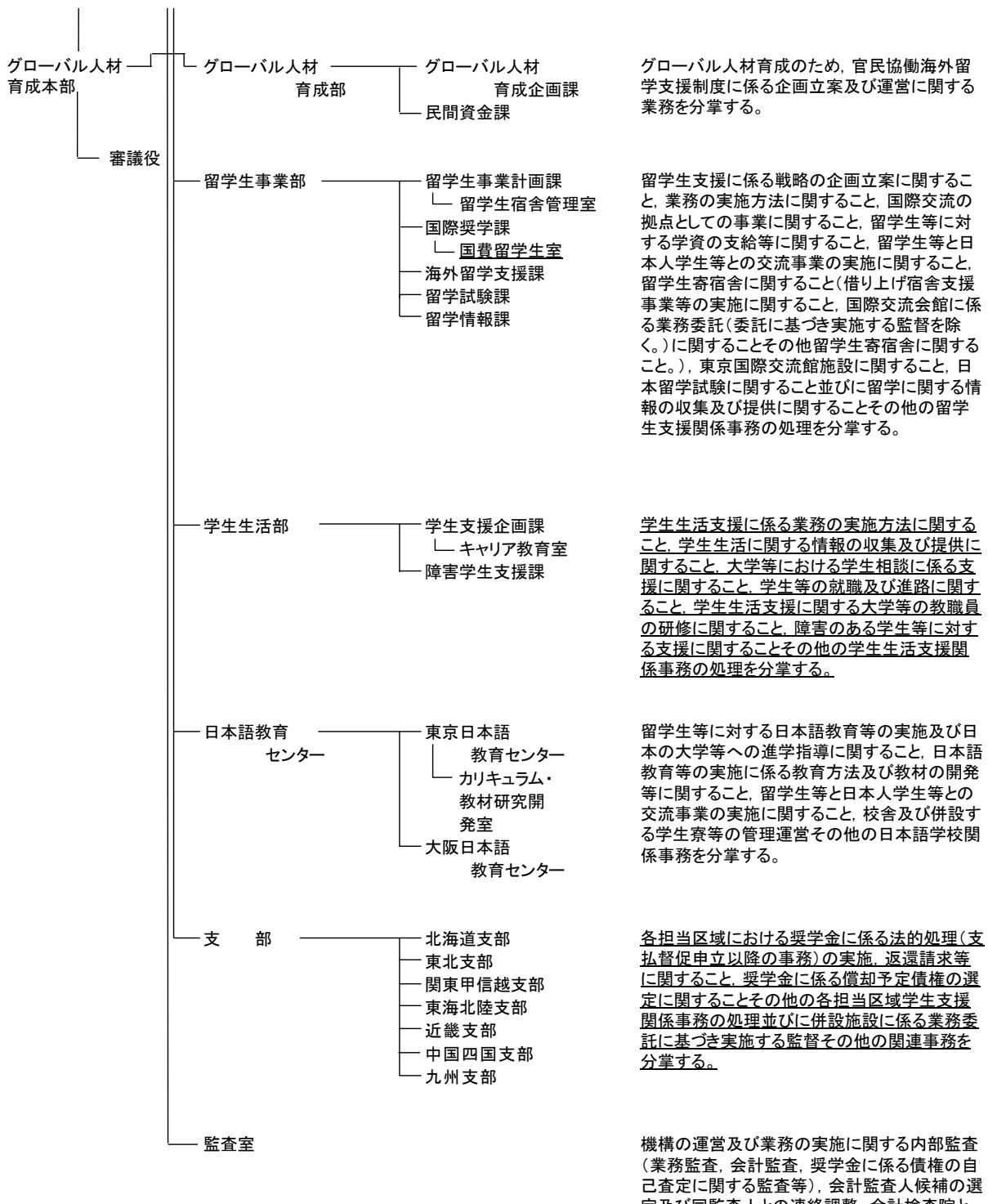
（2）国との関係について

⑬ 補助金

機構法第23条及び第23条の2第4項により、政府は、毎年度予算の範囲内において、本機構に対し、学資の貸与に係る業務に要する経費の一部及び学資支給基金に充てる資金を補助することができるとされています。

(3) 組織及び所掌





*監事事務局……………監事の命ずるところに従い、監事を補佐し、監事が行う監査を補助するとともに、監事の事務を整理する。

**運営評議会……………理事長の求めに応じて、中期計画に係る企画立案その他の機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について、審議を行い、理事長に助言する。

(4) 事業の概要

【奨学金事業】

<給付奨学金>

① 紹介文

給付奨学金制度は、優れた学生であって、大学等への進学の目的及び意志が明確であるにもかかわらず、経済的理由により進学が困難な生徒に対して、返還の必要のない給付奨学金を交付することにより、大学等への進学を後押しすることを目的とするものです。

なお、平成30年度以降進学者を対象とする本格導入に先立ち、平成29年度進学者については、一定の学力・資質要件を満たし、特に経済的に厳しい状況にある学生を対象として先行実施されます。

② 対象者

平成30年度以降に、大学（学部）、短期大学、専修学校（専門課程）に進学する高校3年生及び高等専門学校4年生に進級する高等専門学校3年生です。

③ 奨学生の推薦基準

本機構が提示するガイドラインに記載の4項目の要件（以下参照）を最低水準として、各高等学校等において教育目標や実情を勘案したうえで策定します。

ア. 人物・・・学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が給付奨学生にふさわしく、進学の目的及び進学後の人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献できる人物となる見込みがあること。

イ. 健康・・・学校保健安全法第13条による定期又は臨時の健康診断等により、修学に耐え得るものと認められること。

ウ. 学力・資質・・・以下のいずれかの要件を満たしていること。

i 各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者。

ii 教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者。

iii 社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者。

エ. 家計・・・以下のいずれかに該当することを確認した上で、申込者の属する世帯の状況や生活環境などを勘案して、申込者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

i 家計支持者が住民税非課税であること。

ii 生活保護を受給していること。

iii 社会的養護を必要とする者（児童養護施設対象者等）であること。

④ 紹介文

給付する月額は、設置者別、通学形態別に決められています（社会的養護を必要とする者は、「自宅外通学」の月額が適用されます）。

| 進学先 | 国立 | | 公立 | | 私立 | |
|------------------------------------|------|-------|------|-------|------|-------|
| | 自宅通学 | 自宅外通学 | 自宅通学 | 自宅外通学 | 自宅通学 | 自宅外通学 |
| 大学（学部）・短期大学・高等専門学校（4年生）・専修学校（専門課程） | 2万円 | 3万円 | 2万円 | 3万円 | 3万円 | 4万円 |

※社会的養護を必要とする者は、一時金として入学時に別途24万円の給付を受けることができます。

※進学した国立の大学等で授業料の全額免除を受ける者は、給付金額が減額されます（自宅外通学）。

3万円→2万円、自宅通学：2万円→0円）。

⑤ 給付対象規模（1学年あたり）

ア. 平成30年度以降本格実施分

進学者 2万人

イ. 平成29年度先行実施分

進学者 約2,800人

(内訳) 私立・自宅外生 約2,200人

児童養護施設退所者等 約600人

<貸与奨学金>

① 貸与奨学金の種類

貸与奨学金には、無利息の第一種奨学金と利息付の第二種奨学金とがあります。

平成16年度以降の新たな施策

| 年 度 | 事 項 |
|--------|--|
| 平成16年度 | 機関保証制度の導入 特に優れた業績による返還免除制度の創設 法科大学院生を対象とした第一種、第二種奨学金の創設 学位取得を目的として、海外の大学・大学院へ進学する学生・生徒を対象とした第二種奨学金の創設 |
| 平成17年度 | 第一種奨学金の貸与月額の改定 |
| 平成18年度 | 国内の大学等在学中に外国の大学等に短期留学をする学生・生徒を対象とした第二種奨学金の創設 |
| 平成19年度 | 第二種奨学金の貸与利率選択制の導入 |
| 平成20年度 | 第二種奨学金の新貸与月額の創設 |
| 平成21年度 | 第一種奨学金の貸与月額の改定及び選択制導入 第二種奨学金の入学時特別増額貸与奨学金制度の改定 |
| 平成22年度 | 第一種奨学金の支給開始時期の早期化 減額返還制度の導入 |
| 平成24年度 | 所得連動返還型無利子奨学金制度 ^(※1) の創設 |
| 平成25年度 | 職業に必要な技術の教授を目的とする大学別科、修業年限2年未満の専修学校、専修学校通信教育課程を第一種、第二種奨学金の貸与対象に拡大 |
| 平成26年度 | 海外留学をする学生・生徒 ^(※2) を第一種奨学金の貸与対象に拡大 延滞金の賦課率の引下げ及び返還期限猶予制度の適用年数の延長 |
| 平成27年度 | 特に優れた業績による返還免除制度の博士課程進学時内定制の導入 |
| 平成28年度 | 第一種奨学金における地方創生枠 ^(※3) の創設 |
| 平成29年度 | 低所得世帯の学生・生徒に係る第一種奨学金の学力基準の実質的撤廃 ^(※4) 第一種奨学金の所得連動返還方式（新所得連動） ^(※5) の創設 減額返還制度の拡充 |

(※1) 第一種奨学金の貸与基準を満たす者のうち、家計状況の特に厳しい世帯の学生・生徒を対象（大学院を除く）として、奨学金の貸与を受けた本人が卒業後に一定の収入を得るまでの間は、願い出により返還期限を猶予する制度。

(※2) 本機構が実施する「海外留学支援制度（長期派遣・短期派遣）」（平成27年度より「海外留学支援制度（大学院学位取得型・協定派遣）」）により奨学金等の給付を受ける学生・生徒を対象として実施。

(※3) 第一種奨学金において、地方大学等に進学する学生や特定分野の学位を取得しようとする学生に対して地方創生にかかる特別枠（地方創生枠）を設け、貸与基準を満たす者を優先的に採用する制度。

(※4) 低所得世帯の学生・生徒を対象に、従来の成績基準（評定平均値3.5以上）を実質的に撤廃し、必要とする全ての学生・生徒が第一種奨学金を利用可能となる制度。

(※5) 卒業後の返還について、返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還方式」を選択することができる制度。平成24年度に創設した「所得連動返還型無利子奨学金」は、所得に応じて返還期限猶予制度について

特別な適用を行うものであることから、返還期限猶予の特例という位置付けとなった。

② 奨学生の採用

本機構の奨学生の貸与人員数は、当該年度以前から貸与奨学金の貸与を受けており当該年度以降も引き続き貸与を受ける者（継続者）と当該年度から新たに貸与奨学金の貸与を受ける者（新規採用者）とによって構成されます。このうち、新規採用者については、平成 29 年度より貸与基準を満たす希望者全員への貸与を実現するため、第一種奨学金及び第二種奨学金の学校別内示数は設けず、推薦基準に合致した適格者を全員推薦可能としました。

③ 奨学生の推薦基準

【低所得世帯の学生・生徒に係る第一種奨学金の学力基準の実質的撤廃】

平成 29 年度以降入学者より、以下の i 及び ii のいずれにも該当する者については、従来の評定平均値による要件を必要としないものとしました。

i 家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）が住民税非課税である者

ii 次のいずれかに該当する者として学校長から推薦を受けられる者

(ア) 特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込があること

(イ) 大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込があること

※「海外留学支援制度（大学院学位取得型）」の採用者で海外留学支援制度による給付を受けてもなお、経済的理由により修学に困難があると認められた者を対象とした「第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）」の人物、健康、学力に係る推薦基準は、「海外留学支援制度（大学院学位取得型）」の支給要件を満たしている者であること。

エ. 家計・・・平成 28 年度貸与奨学金申込の際の家計基準限度額は次表のとおりです。

家計基準限度額一覧表

(単位：万円)

| 区分 | | 第一種奨学金 | | 第二種奨学金 | |
|---------------|------|---------------------------|---------------------|----------------|-----------|
| | | 年収・所得の上限額（4 人世帯・自宅通学者の目安） | | | |
| | | 給与所得世帯 | 給与所得以外の世帯 | 給与所得世帯 | 給与所得以外の世帯 |
| 大学 | 国・公立 | 776 万円程度 | 345 万円程度 | 1,120 万円程度 | 688 万円程度 |
| | 私立 | 824 | 392 | 1,167 | 735 |
| 短大 | 国・公立 | 755 | 330 | 1,105 | 673 |
| | 私立 | 807 | 375 | 1,150 | 718 |
| 大学院 | 修士課程 | 本人及び 配偶者の収入 | 299 (特別の場合は 389) | 本人及び 配偶者の収入 | 536 |
| | 博士課程 | | 340 (特別の場合は 442) | | 718 |
| 高専 (1~3 年) | 国・公立 | 699 | 291 | — | — |
| | 私立 | 769 | 340 | — | — |
| 高専 (4・5 年) | 国・公立 | 695 | 288 | 1,086 | 654 |
| | 私立 | 757 | 332 | 1,130 | 698 |
| 専修 (専門) | 国・公立 | 719 | 305 | 1,080 | 648 |
| | 私立 | 801 | 369 | 1,144 | 712 |

(注) 給与所得世帯の金額は「源泉徴収票の支払金額（税込）」、給与所得以外の世帯の金額は「確定申告書の所得金額」です。

④ 貸与の方法と期限

貸与奨学金は、奨学生が指定した金融機関の口座に原則として毎月振り込まれ、在学する学校の修業年限の終期まで貸与することになっています。ただし、主たる家計支持者の失職、破産等による家計急変のため貸与奨学金が必要になった場合の緊急採用奨学金は、採用された年度の3月を終期とすることになっています（平成23年度からは、1年ごとに願い出ることにより、修業年限を限度として延長することが可能となりました。）。

貸与奨学金の貸与人員及び貸与金額の平成18年度から平成27年度までの実績は、次表のとおりです。

貸与奨学金の貸与人員と貸与金額実績

| 年 度 | 第一種奨学金 | | 第二種奨学金 | |
|--------|---------|-------------|---------|-------------|
| | 貸与人員（人） | 貸与金額（千円） | 貸与人員（人） | 貸与金額（千円） |
| 平成18年度 | 377,456 | 252,424,304 | 631,997 | 529,363,060 |
| 19 | 348,987 | 247,318,308 | 687,608 | 577,706,690 |
| 20 | 348,057 | 247,879,446 | 761,619 | 644,616,710 |
| 21 | 357,826 | 248,555,827 | 822,767 | 711,036,240 |
| 22 | 362,019 | 252,689,691 | 869,359 | 759,125,660 |
| 23 | 379,195 | 256,451,465 | 910,434 | 802,137,290 |
| 24 | 402,092 | 267,603,644 | 916,860 | 813,914,940 |
| 25 | 427,423 | 281,061,652 | 911,584 | 812,286,710 |
| 26 | 462,443 | 301,089,292 | 873,993 | 779,424,810 |
| 27 | 486,679 | 315,842,264 | 837,009 | 747,955,510 |

⑦ 機関保証制度

平成16年度より、奨学生の利便性の向上を図り、自らの意志と責任において高等教育機関で学ぶことができるようになりますこと、併せて、奨学金に係る保証の在り方を改善し返還をより確実にすること等を目的に、それまでの連帯保証人及び保証人を選定する人的保証制度に加えて、機関保証制度が導入されました。これにより、平成16年度新規奨学生から機関保証と人的保証のいずれかを選択することができるようになりました。機関保証を選択した場合は、保証業務を行っている公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「保証機関」という。）に一定の保証料を支払うことにより、奨学金貸与の申込ができるようになりました。ただし、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び第二種奨学金（海外）の貸与を受けるには、人的保証と機関保証の二つの保証を付す必要があります。保証料は、次表のとおり奨学金の貸与月額、貸与月数等により異なります（平成29年4月以降に採用される第一種奨学金の保証料は、従前より約15%引き下げとなりました）。なお、平成27年度の新規奨学生の機関保証制度への加入率は43.5%となっています。

保証料一覧（平成29年度採用者の例）

| 区分 | | | 貸与月額(円) | 貸与月数 | 保証料月額(円) |
|--------|----|-----------|---------|--------|--------------|
| 第一種奨学金 | 短大 | 国・公立 | 自宅 | 45,000 | <u>1,365</u> |
| | | 自宅外 | 51,000 | | <u>1,547</u> |
| | | 私立 | 自宅 | 53,000 | <u>1,608</u> |
| | | 自宅外 | 60,000 | | <u>1,952</u> |
| | | | 30,000 | | 703 |
| | 大学 | 国・公立 | 自宅 | 45,000 | <u>1,515</u> |
| | | 自宅外 | 51,000 | | <u>1,821</u> |
| | | 私立 | 自宅 | 54,000 | <u>1,928</u> |
| | | 自宅外 | 64,000 | | <u>2,666</u> |
| | | | 30,000 | | 947 |
| 第二種奨学金 | 修士 | | 50,000 | 24 | <u>1,517</u> |
| | | | 88,000 | | <u>3,054</u> |
| | 博士 | | 80,000 | 36 | <u>3,065</u> |
| | | | 122,000 | | <u>5,629</u> |
| | | 医・歯・獣医学課程 | 80,000 | 48 | <u>3,635</u> |
| | | | 122,000 | 48 | <u>5,543</u> |
| | 短大 | | 30,000 | 24 | <u>832</u> |
| | | | 50,000 | | <u>1,796</u> |
| | | | 80,000 | | <u>3,084</u> |
| | | | 100,000 | | <u>4,366</u> |
| | | | 120,000 | | <u>5,538</u> |
| 第二種奨学金 | 大学 | | 30,000 | 48 | <u>1,121</u> |
| | | | 50,000 | | <u>2,117</u> |
| | | | 80,000 | | <u>4,320</u> |
| | | | 100,000 | | <u>5,400</u> |
| | | | 120,000 | | <u>6,480</u> |
| | | 薬・獣医学課程の増 | 140,000 | 72 | <u>7,565</u> |
| | | 医・歯学課程の増 | 160,000 | | <u>7,337</u> |
| | 修士 | | 50,000 | 24 | <u>8,390</u> |
| | | | 80,000 | | <u>1,796</u> |
| | | | 100,000 | | <u>3,084</u> |
| | | | 130,000 | | <u>4,366</u> |
| | | | 150,000 | | <u>6,628</u> |
| | 博士 | | 50,000 | 36 | <u>8,349</u> |
| | | | 80,000 | | <u>1,898</u> |
| | | | 100,000 | | <u>3,636</u> |
| | | | 130,000 | | <u>5,483</u> |
| | | | 150,000 | | <u>7,127</u> |
| | | | | | <u>8,224</u> |

⑨ 貸与奨学金の原資、貸与利率

第一種奨学金については、国の一般会計・東日本大震災復興特別会計からの借入金（以下「政府借入金」という。）及び過去に貸与した第一種奨学金の返還者からの回収金を原資として奨学金の貸与を行っています。また、平成 29 年度より第一種奨学金の一部（※）については、財政融資資金及び民間金融機関からの借入（以下「民間借入」という。）を原資として奨学金の貸与を行っています。（以下「第一種奨学金（財政融資資金等活用分）」といふ。）

※貸与基準を満たす希望者全員への貸与実現による貸与人員増及び低所得世帯の学生・生徒に係る学力基準の実質的な撤廃の対象者に係る第一種奨学金

第一種奨学金の奨学生への貸与は、無利息となっています。

（表 3）平成 19 年度以降の採用者で平成 20 年度以降に貸与終了する者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金借入金利等推移表

| 貸与終了年月 | 第二種奨学金貸与利率 | | 財政融資資金借入金利 | | | |
|-------------|------------|---------|---|---|--|---|
| | 利率固定方式 | 利率見直し方式 | 元金均等償還、半年賦、 借入期間 14 年超 15 年以内、 うち据置期間 1 年以内 | 元金均等償還、半年賦、 借入期間 19 年超 20 年以内、 うち据置期間なし | 元金均等償還、 半年賦、5 年金利見直しにおける 当初 5 年間の金利、借入期間 14 年超 15 年以内、うち据置期間 1 年以内 | 元金均等償還、 半年賦、5 年金利見直しにおける 当初 5 年間の金利、借入期間 19 年超 20 年以内、うち据置期間 なし |
| 平成 20 年 4 月 | 1.55% | 0.90% | 1.4% | 1.7% | 0.9% | 0.9% |
| 5 月 | 1.70% | 1.10% | 1.6% | 1.8% | 1.1% | 1.1% |
| 6 月 | 1.90% | 1.35% | 1.8% | 2.0% | 1.3% | 1.4% |
| 7 月 | 1.80% | 1.30% | 1.7% | 1.9% | 1.3% | 1.3% |
| 8 月 | 1.65% | 1.10% | 1.5% | 1.8% | 1.1% | 1.1% |
| 9 月 | 1.60% | 1.00% | 1.5% | 1.7% | 1.0% | 1.0% |
| 10 月 | 1.60% | 1.00% | 1.5% | 1.7% | 1.0% | 1.0% |
| 11 月 | 1.65% | 0.90% | 1.5% | 1.8% | 0.9% | 0.9% |
| 12 月 | 1.55% | 0.90% | 1.4% | 1.7% | 0.9% | 0.9% |
| 平成 21 年 1 月 | 1.40% | 0.80% | 1.3% | 1.5% | 0.8% | 0.8% |
| 2 月 | 1.50% | 0.80% | 1.4% | 1.6% | 0.8% | 0.8% |
| 3 月 | 1.50% | 0.80% | 1.4% | 1.6% | 0.8% | 0.8% |
| 4 月 | 1.57% | 0.80% | 1.4% | 1.7% | 0.8% | 0.8% |
| 5 月 | 1.61% | 0.90% | 1.5% | 1.7% | 0.9% | 0.9% |
| 6 月 | 1.67% | 0.90% | 1.5% | 1.8% | 0.9% | 0.9% |
| 7 月 | 1.47% | 0.70% | 1.3% | 1.6% | 0.7% | 0.7% |
| 8 月 | 1.57% | 0.70% | 1.4% | 1.7% | 0.7% | 0.7% |
| 9 月 | 1.47% | 0.60% | 1.3% | 1.6% | 0.6% | 0.6% |
| 10 月 | 1.47% | 0.60% | 1.3% | 1.6% | 0.6% | 0.6% |
| 11 月 | 1.57% | 0.70% | 1.4% | 1.7% | 0.7% | 0.7% |
| 12 月 | 1.37% | 0.50% | 1.2% | 1.5% | 0.5% | 0.5% |
| 平成 22 年 1 月 | 1.47% | 0.50% | 1.3% | 1.6% | 0.5% | 0.5% |
| 2 月 | 1.53% | 0.60% | 1.3% | 1.7% | 0.6% | 0.6% |
| 3 月 | 1.52% | 0.60% | 1.3% | 1.7% | 0.6% | 0.6% |
| 4 月 | 1.57% | 0.60% | 1.4% | 1.7% | 0.6% | 0.6% |
| 5 月 | 1.47% | 0.50% | 1.3% | 1.6% | 0.5% | 0.5% |
| 6 月 | 1.37% | 0.46% | 1.2% | 1.5% | 0.4% | 0.5% |
| 7 月 | 1.27% | 0.40% | 1.1% | 1.4% | 0.4% | 0.4% |
| 8 月 | 1.17% | 0.40% | 1.0% | 1.3% | 0.4% | 0.4% |
| 9 月 | 1.27% | 0.40% | 1.1% | 1.4% | 0.4% | 0.4% |
| 10 月 | 1.07% | 0.30% | 0.9% | 1.2% | 0.3% | 0.3% |
| 11 月 | 1.17% | 0.30% | 1.0% | 1.3% | 0.3% | 0.3% |

| 貸与終了年月 | 第二種奨学生金貸与利率 | | 財政融資資金借入金利 | | | |
|----------|-------------|---------|-------------------------------------|-----------------------------------|---|---|
| | 利率固定方式 | 利率見直し方式 | 元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内 | 元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし | 元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内 | 元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし |
| 平成22年12月 | 1.37% | 0.50% | 1.2% | 1.5% | 0.5% | 0.5% |
| 平成23年1月 | 1.37% | 0.50% | 1.2% | 1.5% | 0.5% | 0.5% |
| 2月 | 1.37% | 0.50% | 1.2% | 1.5% | 0.5% | 0.5% |
| 3月 | 1.41% | 0.60% | 1.3% | 1.5% | 0.6% | 0.6% |
| 4月 | 1.47% | 0.56% | 1.3% | 1.6% | 0.5% | 0.6% |
| 5月 | 1.27% | 0.50% | 1.1% | 1.4% | 0.5% | 0.5% |
| 6月 | 1.27% | 0.40% | 1.1% | 1.4% | 0.4% | 0.4% |
| 7月 | 1.37% | 0.50% | 1.2% | 1.5% | 0.5% | 0.5% |
| 8月 | 1.21% | 0.40% | 1.1% | 1.3% | 0.4% | 0.4% |
| 9月 | 1.27% | 0.40% | 1.1% | 1.4% | 0.4% | 0.4% |
| 10月 | 1.17% | 0.40% | 1.0% | 1.3% | 0.4% | 0.4% |
| 11月 | 1.17% | 0.40% | 1.0% | 1.3% | 0.4% | 0.4% |
| 平成23年12月 | 1.21% | 0.40% | 1.1% | 1.3% | 0.4% | 0.4% |
| 平成24年1月 | 1.17% | 0.40% | 1.0% | 1.3% | 0.4% | 0.4% |
| 2月 | 1.17% | 0.40% | 1.0% | 1.3% | 0.4% | 0.4% |
| 3月 | 1.17% | 0.40% | 1.0% | 1.3% | 0.4% | 0.4% |
| 4月 | 1.22% | 0.40% | 1.1% | 1.3% | 0.4% | 0.4% |
| 5月 | 1.08% | 0.30% | 0.9% | 1.2% | 0.3% | 0.3% |
| 6月 | 1.08% | 0.30% | 0.9% | 1.2% | 0.3% | 0.3% |
| 7月 | 1.08% | 0.20% | 0.9% | 1.2% | 0.2% | 0.2% |
| 8月 | 0.98% | 0.20% | 0.8% | 1.1% | 0.2% | 0.2% |
| 9月 | 1.08% | 0.26% | 0.9% | 1.2% | 0.2% | 0.3% |
| 10月 | 1.03% | 0.20% | 0.8% | 1.2% | 0.2% | 0.2% |
| 11月 | 1.08% | 0.20% | 0.9% | 1.2% | 0.2% | 0.2% |
| 12月 | 0.98% | 0.20% | 0.8% | 1.1% | 0.2% | 0.2% |
| 平成25年1月 | 1.08% | 0.20% | 0.9% | 1.2% | 0.2% | 0.2% |
| 2月 | 1.08% | 0.20% | 0.9% | 1.2% | 0.2% | 0.2% |
| 3月 | 1.08% | 0.20% | 0.7% | 1.0% | 0.2% | 0.2% |
| 4月 | 0.79% | 0.20% | 0.6% | 0.9% | 0.2% | 0.2% |
| 5月 | 0.79% | 0.30% | 0.6% | 0.9% | 0.3% | 0.3% |
| 6月 | 1.09% | 0.30% | 0.9% | 1.2% | 0.3% | 0.3% |
| 7月 | 1.09% | 0.30% | 0.9% | 1.2% | 0.3% | 0.3% |
| 8月 | 1.09% | 0.30% | 0.9% | 1.2% | 0.3% | 0.3% |
| 9月 | 0.99% | 0.30% | 0.8% | 1.1% | 0.3% | 0.3% |
| 10月 | 0.89% | 0.30% | 0.7% | 1.0% | 0.3% | 0.3% |
| 11月 | 0.89% | 0.20% | 0.7% | 1.0% | 0.2% | 0.2% |
| 12月 | 0.89% | 0.26% | 0.7% | 1.0% | 0.2% | 0.3% |
| 平成26年1月 | 0.89% | 0.30% | 0.7% | 1.0% | 0.3% | 0.3% |
| 2月 | 0.82% | 0.20% | 0.7% | 0.9% | 0.2% | 0.2% |
| 3月 | 0.82% | 0.20% | 0.7% | 0.9% | 0.2% | 0.2% |
| 4月 | 0.89% | 0.20% | 0.7% | 1.0% | 0.2% | 0.2% |
| 5月 | 0.89% | 0.20% | 0.7% | 1.0% | 0.2% | 0.2% |
| 6月 | 0.83% | 0.20% | 0.7% | 0.9% | 0.2% | 0.2% |
| 7月 | 0.79% | 0.20% | 0.6% | 0.9% | 0.2% | 0.2% |
| 8月 | 0.79% | 0.20% | 0.6% | 0.9% | 0.2% | 0.2% |
| 9月 | 0.79% | 0.20% | 0.6% | 0.9% | 0.2% | 0.2% |
| 10月 | 0.79% | 0.20% | 0.6% | 0.9% | 0.2% | 0.2% |
| 11月 | 0.69% | 0.20% | 0.5% | 0.8% | 0.2% | 0.2% |
| 12月 | 0.63% | 0.10% | 0.5% | 0.7% | 0.1% | 0.1% |
| 平成27年1月 | 0.53% | 0.10% | 0.4% | 0.6% | 0.1% | 0.1% |

| 貸与終了年月 | 第二種奨学生金貸与利率 | | 財政融資資金借入金利 | | | |
|---------|--------------|--------------|-------------------------------------|-----------------------------------|---|---|
| | 利率固定方式 | 利率見直し方式 | 元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内 | 元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし | 元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内 | 元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし |
| 平成27年2月 | 0.63% | 0.10% | 0.5% | 0.7% | 0.1% | 0.1% |
| 3月 | 0.63% | 0.10% | 0.5% | 0.7% | 0.1% | 0.1% |
| 4月 | 0.59% | 0.10% | 0.4% | 0.7% | 0.1% | 0.1% |
| 5月 | 0.69% | 0.20% | 0.5% | 0.8% | 0.2% | 0.2% |
| 6月 | 0.69% | 0.10% | 0.5% | 0.8% | 0.1% | 0.1% |
| 7月 | 0.69% | 0.20% | 0.5% | 0.8% | 0.2% | 0.2% |
| 8月 | 0.63% | 0.10% | 0.5% | 0.7% | 0.1% | 0.1% |
| 9月 | 0.63% | 0.10% | 0.5% | 0.7% | 0.1% | 0.1% |
| 10月 | 0.53% | 0.10% | 0.4% | 0.6% | 0.1% | 0.1% |
| 11月 | 0.59% | 0.10% | 0.4% | 0.7% | 0.1% | 0.1% |
| 12月 | 0.53% | 0.10% | 0.4% | 0.6% | 0.1% | 0.1% |
| 平成28年1月 | 0.49% | 0.10% | 0.3% | 0.6% | 0.1% | 0.1% |
| 2月 | 0.33% | 0.10% | 0.2% | 0.4% | 0.1% | 0.1% |
| 3月 | 0.16% | 0.10% | 0.1% | 0.2% | 0.1% | 0.1% |
| 4月 | 0.10% | 0.10% | 0.1% | 0.1% | 0.1% | 0.1% |
| 5月 | 0.10% | 0.10% | 0.1% | 0.1% | 0.1% | 0.1% |
| 6月 | 0.10% | 0.10% | 0.1% | 0.1% | 0.1% | 0.1% |
| 7月 | 0.10% | 0.10% | 0.1% | 0.1% | 0.1% | 0.1% |
| 8月 | <u>0.10%</u> | <u>0.10%</u> | <u>0.1%</u> | <u>0.1%</u> | <u>0.1%</u> | <u>0.1%</u> |
| 9月 | <u>0.16%</u> | <u>0.10%</u> | <u>0.1%</u> | <u>0.2%</u> | <u>0.1%</u> | <u>0.1%</u> |
| 10月 | <u>0.06%</u> | <u>0.01%</u> | <u>0.01%</u> | <u>0.09%</u> | <u>0.01%</u> | <u>0.01%</u> |
| 11月 | <u>0.05%</u> | <u>0.01%</u> | <u>0.01%</u> | <u>0.07%</u> | <u>0.01%</u> | <u>0.01%</u> |
| 12月 | <u>0.15%</u> | <u>0.01%</u> | <u>0.06%</u> | <u>0.2%</u> | <u>0.01%</u> | <u>0.01%</u> |
| 平成29年1月 | <u>0.23%</u> | <u>0.01%</u> | <u>0.09%</u> | <u>0.3%</u> | <u>0.01%</u> | <u>0.01%</u> |
| 2月 | <u>0.33%</u> | <u>0.01%</u> | <u>0.2%</u> | <u>0.4%</u> | <u>0.01%</u> | <u>0.01%</u> |
| 3月 | <u>0.33%</u> | <u>0.01%</u> | <u>0.2%</u> | <u>0.4%</u> | <u>0.01%</u> | <u>0.01%</u> |
| 4月 | <u>0.23%</u> | <u>0.01%</u> | <u>0.1%</u> | <u>0.3%</u> | <u>0.01%</u> | <u>0.01%</u> |

(注) 利率固定方式による貸与利率が元金均等(期間15年うち据置1年及び期間20年うち据置なし)による借入利率に、また利率見直し方式による貸与利率が半年賦5年金利見直し貸付における当初5年間の借入金利にそれぞれ対応しています。

〔ご参考1〕「日本学生支援債券」及び「日本育英会債券」発行の状況

日本学生支援債券

| 回号 | 発行年月日 | 発行額 | 年限 | 利率 | 償還年月日 |
|------|-------------|-------|----|---------|-------------|
| 第1回 | 平成16年7月5日 | 300億円 | 5年 | 年1.18% | 平成21年9月18日 |
| 第2回 | 平成16年11月5日 | 300億円 | 5年 | 年0.70% | 平成21年9月18日 |
| 第3回 | 平成17年2月4日 | 160億円 | 5年 | 年0.66% | 平成22年3月19日 |
| 第4回 | 平成17年7月5日 | 400億円 | 5年 | 年0.62% | 平成22年9月17日 |
| 第5回 | 平成17年11月4日 | 400億円 | 5年 | 年0.90% | 平成22年9月17日 |
| 第6回 | 平成18年2月3日 | 300億円 | 5年 | 年0.94% | 平成23年3月18日 |
| 第7回 | 平成18年7月5日 | 400億円 | 5年 | 年1.62% | 平成23年9月20日 |
| 第8回 | 平成18年11月6日 | 400億円 | 5年 | 年1.52% | 平成23年9月20日 |
| 第9回 | 平成19年2月5日 | 370億円 | 2年 | 年0.90% | 平成21年3月19日 |
| 第10回 | 平成19年7月5日 | 400億円 | 2年 | 年1.19% | 平成21年9月18日 |
| 第11回 | 平成19年11月6日 | 400億円 | 2年 | 年0.93% | 平成21年9月18日 |
| 第12回 | 平成20年2月6日 | 370億円 | 2年 | 年0.69% | 平成22年3月19日 |
| 第13回 | 平成20年7月9日 | 470億円 | 2年 | 年1.08% | 平成22年9月17日 |
| 第14回 | 平成20年11月28日 | 400億円 | 3年 | 年1.04% | 平成23年11月18日 |
| 第15回 | 平成21年2月6日 | 300億円 | 2年 | 年0.78% | 平成23年1月20日 |
| 第16回 | 平成21年7月8日 | 400億円 | 2年 | 年0.502% | 平成23年6月20日 |
| 第17回 | 平成21年11月9日 | 400億円 | 3年 | 年0.498% | 平成24年9月20日 |
| 第18回 | 平成22年2月8日 | 370億円 | 2年 | 年0.317% | 平成24年2月20日 |
| 第19回 | 平成22年7月7日 | 400億円 | 2年 | 年0.251% | 平成24年7月20日 |
| 第20回 | 平成22年9月15日 | 400億円 | 2年 | 年0.231% | 平成24年9月20日 |
| 第21回 | 平成22年11月9日 | 400億円 | 3年 | 年0.277% | 平成25年11月20日 |
| 第22回 | 平成23年2月8日 | 400億円 | 2年 | 年0.300% | 平成25年2月20日 |
| 第23回 | 平成23年7月7日 | 400億円 | 2年 | 年0.240% | 平成25年7月19日 |
| 第24回 | 平成23年9月15日 | 400億円 | 2年 | 年0.201% | 平成25年9月20日 |
| 第25回 | 平成23年11月9日 | 500億円 | 3年 | 年0.278% | 平成26年11月20日 |
| 第26回 | 平成24年2月8日 | 400億円 | 2年 | 年0.236% | 平成26年2月20日 |
| 第27回 | 平成24年7月9日 | 400億円 | 2年 | 年0.176% | 平成26年7月18日 |
| 第28回 | 平成24年9月18日 | 500億円 | 2年 | 年0.151% | 平成26年9月19日 |
| 第29回 | 平成24年11月7日 | 500億円 | 3年 | 年0.156% | 平成27年11月20日 |
| 第30回 | 平成25年2月6日 | 400億円 | 2年 | 年0.150% | 平成27年2月20日 |
| 第31回 | 平成25年6月7日 | 500億円 | 2年 | 年0.206% | 平成27年6月19日 |
| 第32回 | 平成25年9月9日 | 400億円 | 2年 | 年0.161% | 平成27年9月18日 |
| 第33回 | 平成25年11月7日 | 500億円 | 3年 | 年0.187% | 平成28年11月18日 |
| 第34回 | 平成26年2月6日 | 400億円 | 2年 | 年0.141% | 平成28年2月19日 |
| 第35回 | 平成26年6月9日 | 500億円 | 3年 | 年0.152% | 平成29年6月20日 |
| 第36回 | 平成26年9月9日 | 500億円 | 2年 | 年0.111% | 平成28年9月20日 |
| 第37回 | 平成26年11月7日 | 400億円 | 2年 | 年0.105% | 平成28年11月18日 |
| 第38回 | 平成27年2月6日 | 400億円 | 2年 | 年0.100% | 平成29年2月20日 |
| 第39回 | 平成27年6月9日 | 300億円 | 2年 | 年0.100% | 平成29年6月20日 |
| 第40回 | 平成27年9月9日 | 300億円 | 2年 | 年0.100% | 平成29年9月20日 |
| 第41回 | 平成27年11月9日 | 300億円 | 2年 | 年0.100% | 平成29年11月20日 |
| 第42回 | 平成28年2月8日 | 300億円 | 2年 | 年0.099% | 平成30年2月20日 |
| 第43回 | 平成28年6月8日 | 300億円 | 2年 | 年0.001% | 平成30年6月20日 |
| 第44回 | 平成28年9月7日 | 300億円 | 2年 | 年0.001% | 平成30年9月20日 |
| 第45回 | 平成28年11月9日 | 300億円 | 2年 | 年0.001% | 平成30年11月20日 |
| 第46回 | 平成29年2月8日 | 300億円 | 2年 | 年0.001% | 平成31年2月20日 |

[ご参考2] 民間金融機関からの借入の状況

平成28年度

短期借入金

| 入札実施日 | 借入金額(百万円) | 金利(%) | 借入日 | 満期日 |
|-------------|-----------|--------|------------|------------|
| 平成28年4月22日 | 28,000 | 0.000% | 平成28年5月12日 | 平成28年8月8日 |
| 平成28年5月25日 | 160,000 | 0.000% | 平成28年6月8日 | 平成28年9月7日 |
| 平成28年6月23日 | 30,000 | 0.000% | 平成28年7月7日 | 平成28年10月6日 |
| 平成28年7月25日 | 50,000 | 0.000% | 平成28年8月8日 | 平成28年11月9日 |
| 平成28年8月24日 | 170,000 | 0.000% | 平成28年9月7日 | 平成28年12月7日 |
| 平成28年9月21日 | 120,000 | 0.000% | 平成28年10月6日 | 平成29年1月6日 |
| 平成28年10月25日 | 150,000 | 0.000% | 平成28年11月9日 | 平成29年2月8日 |
| 平成28年11月22日 | 170,000 | 0.000% | 平成28年12月7日 | 平成29年3月8日 |

長期借入金

| 入札実施日 | 借入金額(百万円) | 金利(%) | 借入日 | 満期日 |
|-------------|-----------|--------|-----------|-----------|
| 平成28年12月16日 | 100,000 | 0.000% | 平成29年1月6日 | 平成30年1月9日 |
| 平成29年1月25日 | 100,000 | 0.000% | 平成29年2月8日 | 平成30年2月7日 |
| 平成29年2月22日 | 116,100 | 0.000% | 平成29年3月8日 | 平成30年3月7日 |

平成29年度

短期借入金

| 入札実施日 | 借入金額(百万円) | 金利(%) | 借入日 | 満期日 |
|-------------|-----------|--------|------------|------------|
| 平成29年4月26日 | 15,000 | 0.000% | 平成29年5月12日 | 平成29年8月8日 |
| 平成29年5月25日 | 180,000 | 0.000% | 平成29年6月7日 | 平成29年9月7日 |
| 平成29年6月26日 | 未定 | 未定 | 平成29年7月7日 | 平成29年10月6日 |
| 平成29年7月26日 | 未定 | 未定 | 平成29年8月8日 | 平成29年11月8日 |
| 平成29年8月25日 | 未定 | 未定 | 平成29年9月7日 | 平成29年12月7日 |
| 平成29年9月25日 | 未定 | 未定 | 平成29年10月6日 | 平成30年1月9日 |
| 平成29年10月25日 | 未定 | 未定 | 平成29年11月8日 | 平成30年2月7日 |
| 平成29年11月24日 | 未定 | 未定 | 平成29年12月7日 | 平成30年3月7日 |

長期借入金

| 入札実施日 | 借入金額(百万円) | 金利(%) | 借入日 | 満期日 |
|-------------|-----------|-------|-----------|-----------|
| 平成29年12月20日 | 未定 | 未定 | 平成30年1月9日 | 平成31年1月9日 |
| 平成30年1月25日 | 未定 | 未定 | 平成30年2月7日 | 平成31年2月6日 |
| 平成30年2月22日 | 未定 | 未定 | 平成30年3月7日 | 平成31年3月7日 |

(6) 損益構造について

① 勘定について

本機構は、第 193 回通常国会における機構法の改正により、同法第 23 条の 3 において学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務については、特別の勘定（学資支給業務勘定）を設けて、その他の業務（一般勘定）と区分経理を行うこととなりました。

また、文部科学省令第 17 条第 1 項においては、同法第 23 条の 3 の規定によるものほか、一般勘定においては第一種奨学生の貸与に係る業務（機構法第 22 条第 1 項の規定により政府が貸し付けた資金をこれに必要な費用に充てるものに限る。）、第一種奨学生（前に掲げるものを除く。）の貸与に係る業務、第二種奨学生の貸与に係る業務、その他の業務の 4 つに経理を区分して整理することとされています。

② 第一種奨学生、第二種奨学生について

ア. 貸与奨学生の種類

貸与奨学生は特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な者に無利息で貸与する第一種奨学生と、第一種奨学生よりゆるやかな基準によって選考された者に利息付で貸与する第二種奨学生に分かれます。

イ. 貸与利率

- ・ 第一種奨学生

政府借入金及び過去に貸与した第一種奨学生の返還者からの回収金等を原資として、奨学生の貸与を行います。

第一種奨学生については、国から本機構が受ける政府借入金、本機構から奨学生への貸与金とも無利息となっています。

ウ. 国からの利子補給金等について

機構法第 23 条において、政府は毎年度予算の範囲内において、本機構に対し、機構法第 13 条第 1 項第 1 号に規定する学資の貸与に係る業務に要する経費の一部を補助することができるとされています。この規定に基づき、毎会計年度に、利子補給金（政府補給金）及び国庫補助金が予算計上されています。

第一種奨学生（財政融資資金等活用分を除く）においては、本機構による国の一般会計からの借入れ、本機構からの奨学生への貸与とともに無利息で行っており、利子補給金の投入はありません。

第一種奨学生（財政融資資金等活用分）においては、本機構が奨学生へ奨学生を貸与している期間及び奨学生が本機構に対して返還している期間については、それぞれ無利息としているため、当該期間の金利負担が生じます。その収支差を補う財源を利子補給金として受入れています。

第二種奨学生においては、下記の場合には本機構に金利負担が発生するため、その収支差を補う財源を利子補給金として受入れています。

- ・ 本機構が奨学生へ奨学生を貸与している期間及び本機構が奨学生に対して返還の期限を猶予している期間については、それぞれ無利息としているため、当該期間の金利負担が生じます。
- ・ 本機構の財政融資資金からの借入利率が 3%を超える場合、第二種奨学生の貸与利率の上限が 3%であるため、貸与利率を超える部分についての金利負担が発生します。

また死亡等により法令に基づいて返還免除となった第一種奨学生（財政融資資金等活用分）及び第二種奨学生にかかる債権を補填するための経費（返還免除補填金）、回収不能債権の償却財源として補填するための経費（回収不能債権補填金）、及び施設・設備の整備に要する経費について国庫補

助金として受入れています。

④ 貸与奨学金以外の損益構造について

一般勘定のうち貸与奨学金以外の経費については、その他の業務にかかる経理区分として整理しています。これは、文部科学省・国立大学、留学生関係公益法人から承継した業務及び事業に係る経費、人件費及び管理費から構成されており、国からの運営費交付金及び自己収入等で賄われています（通則法第46条）。

(7) 平成29年度予算について（概要）

(単位：百万円)

| 区分 | 奨学金 貸与事業 | 留学生 支援事業 | 学生生活 支援事業 | 法人共通 | 金額 |
|--------------------|------------------|---------------|--------------|--------------|------------------|
| 収入 | | | | | |
| 借入金等 | <u>1,293,128</u> | — | — | — | <u>1,293,128</u> |
| 運営費交付金 | <u>5,998</u> | <u>5,195</u> | <u>363</u> | <u>2,218</u> | <u>13,773</u> |
| 育英資金返還免除等補助金 | <u>6,863</u> | — | — | — | <u>6,863</u> |
| <u>学資支給基金補助金</u> | <u>7,000</u> | — | — | — | <u>7,000</u> |
| 留学生交流支援事業費補助金 | — | <u>8,065</u> | — | — | <u>8,065</u> |
| 寄附金収入 | <u>398</u> | <u>1,994</u> | — | — | <u>2,392</u> |
| 貸付回収金 | <u>789,153</u> | — | — | — | <u>789,153</u> |
| 貸与金利息等 | <u>33,617</u> | — | — | — | <u>33,617</u> |
| 政府補給金 | <u>1,001</u> | — | — | — | <u>1,001</u> |
| 事業収入 | — | <u>912</u> | — | — | <u>912</u> |
| 雑収入 | <u>3,143</u> | <u>461</u> | — | <u>38</u> | <u>3,642</u> |
| 計 | <u>2,140,301</u> | <u>16,627</u> | <u>363</u> | <u>2,256</u> | <u>2,159,547</u> |
| 支出 | | | | | |
| 奨学金貸与事業費 | <u>1,076,592</u> | — | — | — | <u>1,076,592</u> |
| 一般管理費 | — | — | — | <u>2,212</u> | <u>2,212</u> |
| うち、人件費（管理系） | — | — | — | <u>1,178</u> | <u>1,178</u> |
| 物件費 | — | — | — | <u>1,034</u> | <u>1,034</u> |
| 業務経費 | <u>8,875</u> | <u>6,554</u> | <u>345</u> | — | <u>15,774</u> |
| 貸与事業を除く事業費 | <u>2,215</u> | <u>6,554</u> | <u>345</u> | — | <u>9,114</u> |
| うち、人件費（事業系） | <u>2,215</u> | <u>950</u> | <u>246</u> | — | <u>3,411</u> |
| 物件費 | — | <u>5,605</u> | <u>99</u> | — | <u>5,704</u> |
| 貸与事業業務経費 | <u>6,660</u> | — | — | — | <u>6,660</u> |
| 特殊経費 | <u>265</u> | <u>14</u> | <u>18</u> | <u>43</u> | <u>341</u> |
| 借入金等償還 | <u>1,004,920</u> | — | — | — | <u>1,004,920</u> |
| 借入金等利息償還 | <u>39,795</u> | — | — | — | <u>39,795</u> |
| <u>学資支給基金補助金経費</u> | <u>1,816</u> | — | — | — | <u>1,816</u> |
| 留学生交流支援事業費補助金経費 | — | <u>8,065</u> | — | — | <u>8,065</u> |
| 寄附金事業費 | <u>398</u> | <u>1,994</u> | — | — | <u>2,392</u> |
| 計 | <u>2,132,662</u> | <u>16,627</u> | <u>363</u> | <u>2,256</u> | <u>2,151,908</u> |

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

第2 事業の状況

1 業績等の概要

【奨学金貸与事業】

(1) 平成 27 年度の事業の実施状況について

④ 奨学金の回収

ウ. 返還期限猶予・減額返還

また、経済的理由により返還困難である者への更なる負担軽減とともに、返還金の回収促進と延滞の抑制を図るため、当初の割賦金額を減額すれば返還可能となる者について一定の要件を満たすことで、一定期間の割賦金額の減額（返還期間の延長）を認める「減額返還制度」を平成 23 年 1 月に創設・運用を開始し、平成 27 年度は 18,464 件を承認しました。平成 29 年度以降は、当初の割賦金額を 2 分の 1 に減額する制度に加えて、新たに 3 分の 1 に減額にする制度を追加し、適用期間も最長 10 年（120 か月）から 15 年（180 か月）に延長されています。

3 事業等のリスク

(2) 国の政策に伴うリスク

③ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針

平成 25 年 12 月 24 日に「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定されています。

各独立行政法人について講ずべき措置とされたもののうち、本機構に関する部分は以下のとおりです。

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」

各法人等について講ずべき措置（別紙）

【日本学生支援機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。
- 現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については、留学生交流の場としての活用を含め、経済性を勘案しつつ総合的に処理方針を検討し、平成 26 年夏までに結論を得る。

国際交流会館等について「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）平成 26 年度フォローアップ結果」（平成 26 年 8 月 29 日内閣官房行政改革推進本部事務局）に記載された措置内容・理由等は以下のとおりです。

「留学生 30 万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会報告書」（平成 26 年 7 月 31 日）の趣旨を踏まえ、文部科学省内で経済性を勘案しつつ検討した結果、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の保有する国際交流会館等の活用方策については以下の通りとする。

1. 東京国際交流館及び兵庫国際交流会館は、機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する。
2. 上記 1. 以外の国際交流会館（札幌国際交流会館、金沢国際交流会館、福岡国際交流会館、大分国際交流会館）については、これまでどおり地方公共団体や大学等との売却交渉を進める。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」平成 28 年度実施状況調査」（平成 28 年 9 月総務省行政管理局）に記載された今後の対応方針は以下のとおりです。

1. 東京国際交流館及び兵庫国際交流会館は、機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する。
2. 上記1.以外の国際交流会館(札幌国際交流会館、金沢国際交流会館、福岡国際交流会館、大分国際交流会館)については、これまでどおり地方公共団体や大学等への売却に必要な手続を行うとともに、売却が困難である場合は、引き続き保有し続けた場合に将来的に発生する維持管理コストと収入を比較考量した上で、処分に向けて条件の見直しを図りつつ交渉を進める。

大分国際交流会館については、平成28年3月31日に学校法人へ売却し、これにより生じた収入は同年4月15日に国庫納付しました。

また、福岡国際交流会館については、平成28年6月30日に公益財団法人へ売却し、これにより生じた収入は同年8月30日に国庫納付しました。

(4) 金利リスク

第一種奨学生（財政融資資金等活用分を除く）については、本機構から奨学生への貸与及び貸与の財源となる本機構による国の一般会計からの借入れともに無利息で行っているため金利リスクは発生しません。

第一種奨学生（財政融資資金等活用分）については、奨学生が貸与を受けている間及び返還している間は無利息であり、当該期間中本機構に金利負担が発生することになりますが、当該金利負担は一般会計からの利子補給金により補填されています。

第4 法人の状況

3 コーポレートガバナンスの状況

(4) 評価

文部科学大臣による本機構の平成27年度の業務の実績に関する評価は以下のようになっております。

全体の評定

B (※) : 中期目標における所期の目標を達成していると認められる。

※平成25年度評価までは、S, A, B, C, Fの評語を用い、「A」が標準（目標達成）とされていましたが、平成26年度評価より、S, A, B, C, Dの評語を用い、「B」を標準（目標達成）とするよう評価基準が変更されております。

○法人全体に対する評価

奨学金貸与の的確な実施及び返還金の回収促進、留学生支援事業及び学生生活支援事業の充実、一般管理費の削減、外部委託の推進、内部統制・ガバナンスの強化など、業務運営の一層の効率化等を図るとともに、それぞれの事業部門におけるサービス向上のために積極的に取り組んでいると認められる。

具体的には、奨学金貸与事業については、返還開始前後における返還意識の涵養、延滞初期における督促や回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還期限猶予制度の周知等により、当年度分回収率及び総回収率が年度計画値を大きく上回った。

○項目別評価における主要な課題、改善事項など

・個人信用情報機関への誤登録事案については、事案発覚後ただちに危機管理対策本部を設置し、当事者及び国民への説明・お詫びを含め適切な事後措置を行っていると認められるが、事案の重大さを十分に認識した上で、今後再発防止策を確実に実施することが求められる。

・個人情報保護に対する職員の意識向上を図るため、役職員、担当者等に対し研修を実施したことは評価できるが、一方、個人情報漏えいの再発防止に向けて取組を行っているものの漏えい事案が昨年度に引き続き増加していることから、職員の研修回数を増やすなど個人情報保護に対する意識のさらなる向上を図るとともに、抜本的な業務遂行の見直しや組織が一丸となった仕組みの改善を講じることが求められる。

第5 経理の状況

1 財務諸表等

【平成27年度】

(1) 貢務諸表

⑦ 附属明細書

(9) 運営費交付金債務及び当期振替等の明細

② 運営費交付金債務の当期振替額の明細

・平成27年度交付分

| 平成27年度交付分 | | | (単位:円) |
|-------------------|-------------------------|--|--------|
| 区分 | 金額 | 内訳 | |
| 業務達成基準による振替額 | 運営費交付金収益 90,965,822 | ・業務達成基準を採用した業務： （1）業務システム開発業務、（2）財産譲渡業務、（3）施設整備業務 | |
| | 資産見返運営費交付金 619,266,456 | ・当該業務にかかる損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額：91,884,747 （1）50,360,085、（2）5,635,340、（3）35,889,322 | |
| | 資本剰余金 0 | イ) 自己収入に係る収益計上額：0 ウ) 固定資産の取得額：619,266,456 （1）589,262,040、（2）0、（3）30,004,416 | |
| | 計 710,232,278 | ・運営費交付金収益化の積算根拠 年度計画に定める当該業務に対して策定した予算のうち、当該業務の進捗状況に対応する交付金の執行額を収益化 | |
| 期間進行基準による振替額 | 運営費交付金収益 10,815,092,476 | ・期間進行基準を採用した業務：上記、業務達成基準を採用した業務以外の全ての業務 | |
| | 資産見返運営費交付金 74,144,262 | ・当該業務にかかる損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額： <u>16,837,517,162</u> (内訳：奨学生貸与事業関係 <u>7,796,442,754</u> 留学生支援事業関係 <u>6,491,915,403</u> 学生生活支援事業関係 <u>330,459,920</u> 法人共通 <u>2,218,699,085</u> | |
| | 資本剰余金 0 | イ) 自己収入に係る収益計上額： <u>5,559,844,432</u> (内訳：延滞金収入 3,873,242,051 留学生宿舎収入 661,319,284 その他 1,025,283,097) ウ) 固定資産の取得額：事業系 64,187,044 管理系 9,957,218 | |
| | 計 10,889,236,738 | ・運営費交付金の振替額の積算根拠：期間進行基準を採用していることにより、全額を振替 | |
| 費用進行基準による振替額 | 運営費交付金収益 0 | －(費用進行基準を採用した業務は無い) | |
| | 資産見返運営費交付金 0 | － | |
| | 資本剰余金 0 | － | |
| | 計 0 | － | |
| 旧会計基準第81第3項による振替額 | 0 | － | |
| 合計 | 11,599,469,016 | － | |

第3 参照書類を縦覧に供している場所

東京都新宿区市谷本村町 10-7

独立行政法人日本学生支援機構市谷事務所

なお参考書類は、本機構ホームページ (<http://www.jasso.go.jp/>) にも掲載します。